

# —昭和56年8月の小貝川堤防決壊から40年— 「マイ・タイムライン」で正しく備えて 逃げ遅れゼロに!!

問 危機管理課 ☎ 内線 351

近年の大雨では、逃げ遅れによる多くの犠牲者が発生しています。これを教訓とし、5月20日に災害対策基本法の一部改正法が施行され、併せて内閣府は「避難情報に関するガイドライン」を公表しました。

今年(令和3年)は昭和56年8月の小貝川堤防決壊から40年になります。気象災害からの逃げ遅れをゼロにするためには、自然災害を正しく恐れ、今回改正になった市町村長の発令する避難情報・気象庁から発表される防災気象情報・国土交通省から発表される河川洪水予報などを正しく理解して、河川の洪水により浸水や崖崩れの可能性のある地域にお住まいの方一人一人が「マイ・タイムライン」を作成し、正しく備えることが必要です。

それでは、市と地域の取り組みを紹介します。

## まずは、災害を正しく恐れよう

### 年々増加する気象災害を「正しく」知る

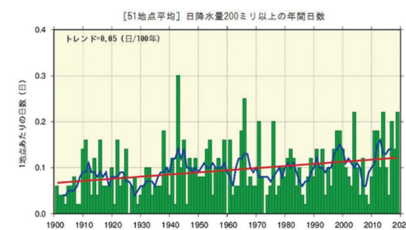
#### ■地球温暖化による大雨の増加傾向

##### 海面水温の高温化による台風の勢力増強

気象庁では、日本の雨の降り方の長期的な変化を監視するため、全国51の観測地点で、1901年以降の観測データを解析しています。約120年にわたるデータによれば、1日の降水量が200ミリ以上の大雨を観測した日数は、増減を繰り返しながらも、長期的に見れば明瞭な増加傾向を示しています。【出典：「気象業務はいま2020」(気象庁)】

平成30年7月の西日本豪雨は、気象庁が個別の豪雨で初めて温暖化が一因の見解を示した災害で、広範囲の地域に記録的な大雨をもたらしました。

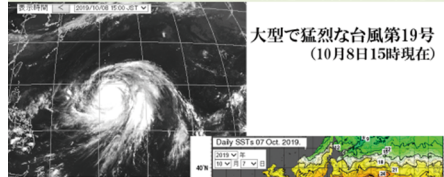
一方台風は、発生後に勢力がどうなるかは、台風進路にあたる海面水温が大きな影響を及ぼすといわれています。地球温暖化に伴って将来の海面水温が上昇すると、日本に襲来する台風が強い勢力を持ったまま日本付近に接近する可能性が高まり、気象災害の脅威が増大する恐れがあります。



棒グラフ(緑)は1地点当たりの各年の日降水量200ミリ以上の年間日数。年ごと、あるいは5年移動平均で示される数年ごとの変動を繰り返しながらも、赤線で示されるように長期的に大雨の頻度は増加している。

日降水量200ミリ以上の年間日数の変化

#### 「台風第19号ひまわり画像」と台風付近の「海面水温分布」



大型で猛烈な台風第19号  
(10月8日15時現在)

海面水温分布図  
(10月7日)

台風が存在する海域の海面水温は29℃～30℃となっています。

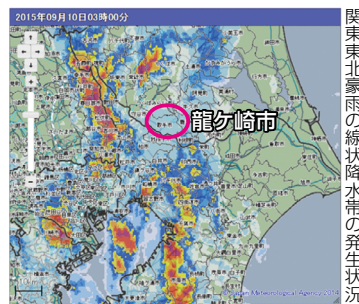
台風第19号接近時の海面水温分布(市第2回情報会議資料)

#### ■近年発生のがあった小貝川と利根川の洪水災害

##### ①平成27年9月関東・東北豪雨

台風第18号や、第18号から変わった温帯低気圧に向かって湿った空気が連続して流れ込み、線状降水帯が発生。線状降水帯による大雨が鬼怒川上空付近に発生し、県西地域や県南地域では、総雨量300ミリ近くの大雨となりました。

線状降水帯の位置がもう少し東にずれ、小貝川流域に降雨が集積されていたら、洪水を引き起こしていたかもしれません。



関東東北豪雨の線状降水帯の発生状況

## ②令和元年東日本台風

南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風となりました。当時の日本近海は海水温が高く、大型で強い勢力を維持したまま伊豆半島に上陸。関東地方を通過して東北地方の東海上に抜けました。

利根川上流の群馬県西野牧野観測所では、48時間雨量496ミリを記録。利根川と小貝川の合流点である押付の水位は7.71mを記録するなど、避難判断水位（高齢者等避難発令の目安とする水位）を超える危険な状態となりました。

この水位は、昭和56年に小貝川堤防が決壊した時の水位6.90mを越す水位でしたが、上流ダム群や調整池などの治水施設の機能が総合的に発揮され、龍ヶ崎市では利根川・小貝川の洪水を免れました。

箱根では、この台風による総降水量が1,000ミリに達していましたが、小貝川・利根川上流で箱根と同程度の降水があったとすると、洪水を引き起こしていたかもしれません。



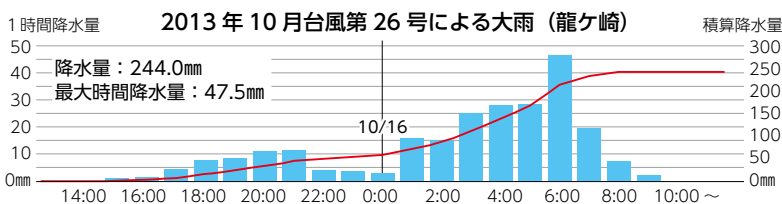
小貝川戸田井橋付近の水位上昇（利根川下流河川事務所提供）

## ■土砂災害発生の恐れ

東日本大震災以降、当市では、2013年（平成25年）10月の台風第26号通過による大雨、また2019年（令和元年）10月25日の発達した低気圧による大雨により、土砂災害（崖崩れ）が発生しました。

2013年の台風第26号通過時の総雨量は244ミリ・最大時間雨量47.5ミリで、土砂災害警戒区域内12カ所で崖崩れが発生しました。

2019年10月の大雨では、日降水量173.5ミリ・最大1時間雨量37ミリで、土砂災害警戒区域で小規模な崖崩れが5カ所発生しました。



2013年10月の台風第26号による土砂災害警戒区域の崖崩れ

## 思い込みが一番怖い！「正常化の偏見」と「経験の逆機能」

### ■正常化の偏見

各地の気象災害で被災された方々は、「ずっと住んでいるが初めての経験」「こんな大雨は初めて…」と声を震わせて答えています。

近年は国内で台風や大雨による被害が多発しており、その度に避難に関する情報が発信されていますが、避難指示などが発令されても、実際に避難する人は少ないのが実情です。

私たちの心は、ある範囲までの異常は異常だと感じずに正常の範囲のものとして処理するようになっていきます。

災害時には「まだ大丈夫」「自分だけは大丈夫」「今まで問題なかったから今回も大丈夫」という勝手な思い込みのもととなり、避難が遅れたり避難しなかったりするので。

### ■経験の逆機能

過去に台風の被害にあったことがある町で、マイ・タイムライン作成講座を行った際、被災した町民の中には「あの時でも床下浸水だったから、その程度だろうと思っていた」と語っている方がいました。

過去の経験に固執して、それ以上の事象が起きる可能性を考えることができなくなるのが、『経験の逆機能』です。

「あの時大丈夫だったから今回も大丈夫」が一番危険です！



こうした「正常化の偏見」や「経験の逆機能」を払拭しないと、「避難指示」が発令されても正しく判断できず、他人事になり逃げ遅れてしまいます。

## 次に、防災情報を正しく理解しよう

ハザードマップで自宅の災害リスクを確認すること、そして災害対策基本法の一部改正の変更点・気象庁から段階的に発表される防災気象情報・国土交通省から発表される河川洪水予報を正しく理解し確認することは、逃げ遅れをなくす上で大変重要です。

どんなところをチェックすればいいのか、確認してみましょう。

### ■災害対策基本法の一部改正を知る

5月20日から、避難情報が変わりました！

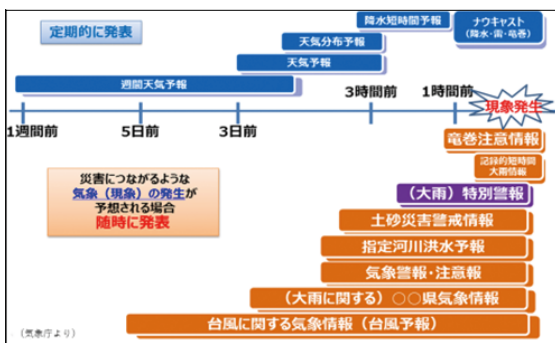
- 立退き避難に時間を要する高齢者等に早期避難を促すため、「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令
- 避難勧告と避難指示を一本化し、法改正前の避難勧告のタイミングで「警戒レベル4 避難指示」を発令。  
**「警戒レベル4 避難指示」で全員避難**
- 災害が発生・切迫し、避難が安全にできない状況の場合、自宅や近隣の建物などで直ちに身の安全を確保するよう促す、「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令



### ■気象庁から発表される防災気象情報を確認

気象庁は防災気象情報を段階的に、国土交通省と気象庁は指定河川の洪水予報を適時発表しています。防災気象情報は、発生する恐れのある現象のスケールを踏まえ、予測可能性に応じて段階的に発表しています。

こうした情報を確認し、余裕をもって気象災害に備えることが必要です。

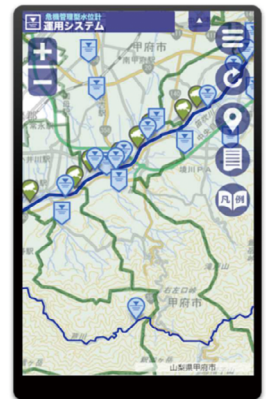


### ■国土交通省から発表される河川水位情報を確認

国土交通省の「川の水位情報」サイト（QRコード）では、水位計の水位情報・河川の現況を配信するカメラ画像が確認できます。川の状況を簡単にきめ細かく、リアルタイムで確認できるようになりました。

また、テレビの「dボタン」からも情報は入手できます。

川の水位情報



## さあ、「マイ・タイムライン」で正しく備えよう！

「マイ・タイムライン」は、台風接近などで川の氾濫の恐れがある・崖崩れの危険があるときなどの避難の仕方をシミュレートする、一人一人の『逃げ方計画』です。ご自分や家族の生活環境に合った行動を、気象災害発生までの進行に沿って、時系列で考えます。作り方のステップは3つです。

### ステップ①「自分たちの住んでいる地区の洪水リスクを知る」

過去の洪水・地形の特徴・水害リスクを知ろう。

自分の住んでいる家や地区の洪水・土砂災害のリスクなどについて、考えてみよう。

### ステップ②「洪水時に得られる情報を知る／タイムラインの考え方を知る」

洪水時に得られる情報とその読み解き方・タイムラインの考え方・洪水時の自らの行動を想定しよう。

皆さんが逃げ遅れないために、どのような備えが必要かを考えてみよう。

### ステップ③「マイ・タイムラインの作成」

一人一人が自分自身の行動を「マイ・タイムライン」に記入して、備えを完成させます。

市では、自治会・自主防災組織など、複数人でグループになり、話し合いながらそれぞれの「マイ・タイムライン」作成講座を行っていましたが、今回は1人でも作れる体験版の「マイ・タイムライン」を次ページで紹介します。

## 作ってみよう！「マイ・タイムライン」

国土交通省のHP「マイ・タイムライン」(QRコード)のページでは、解説動画や小中学生向けマイ・タイムライン検討ツールの紹介の他、洪水ハザードマップ・河川情報へもアクセスできます。また、WEB上で簡単に作成できる「Webでマイ・タイムライン」も紹介。ぜひご活用ください！



災害発生までの おおよその 時間	気象・河川情報	外の様子など	＼記入してみよう／ あなたならどうする？	まいりゅうは こうするよ！
3日前	台風予報	台風が発生	自宅は… 浸水想定区域 はい・いいえ 土砂災害警戒区域 はい・いいえ  例) 気象庁HPで台風の進路を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台風の進路を確認！</li> <li>● 車にガソリンも入れておこうかな…</li> <li>● ハザードマップも確認しようっと！</li> </ul>
	警戒レベル1	早期注意情報		
2日前	大雨注意報 洪水注意報	雨や風が強くなる 雨が降り続く		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難する時の荷物をまとめるよ～ん！</li> <li>● 風で飛ばされそうな物をしまおう</li> </ul>
	警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意報		
1日前	大雨警報(土砂災害) 暴風警報	川の水が だんだん増える		<ul style="list-style-type: none"> <li>● ペットはお家の中に避難！</li> <li>● ネットで龍ヶ崎と上流の川の水位を調べる！</li> <li>● 裏山の状態を確認して、早めに避難！</li> <li>● 川の水位は常にチェック！</li> <li>● 携帯電話を充電</li> </ul>
	警戒レベル3	高齢者等避難		
半日前	氾濫注意水位到達 氾濫注意情報発表	激しい雨で川の水が どんどん増える 土砂災害警戒区域に避難指示		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市のHPで避難所情報確認</li> <li>● 高齢のお友達や赤ちゃんがいるお友達と避難するよ～</li> </ul>
	土砂災害警戒情報	裏山から水が出てくる		
5時間前	警戒レベル4	避難指示		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難指示が出た！危ない地域の人はみんな避難してね</li> <li>● 体調が悪い人は保健所に相談だよ～ん</li> </ul>
	崖崩れ発生！			
3時間前	避難判断水位到達 氾濫警戒情報発表	川が溢れそう！	例) 祖父母を先に避難所へ連れていく	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所ではマスクと手指消毒を忘れずに</li> </ul>
	警戒レベル3	高齢者等避難		
0時間	氾濫危険水位到達 氾濫危険情報発表	防災行政無線やメール配信で避難情報が届く		<ul style="list-style-type: none"> <li>● みんなはどうするか、書き込んでみてね！</li> </ul>
	警戒レベル4	避難指示		
0時間	洪水浸水 河川が氾濫！ 氾濫発生情報発表	濁流が押し寄せてくる		
	警戒レベル5	緊急安全確保		

※災害の状況はあくまで一例です。さまざまなパターンを考えてみてください

## 市では、地域の皆さんとワークショップ形式で「マイ・タイムライン」作成講座を行っています

### ■小貝川・利根川の浸水想定区域対象地区で作成講座を実施！



平成 29 年 11 月に川原代地区・平成 30 年 6 月に北文間地区・令和元年 6 月に大宮地区で実施しました。

講座では、「マイ・タイムライン」の普及支援ツール「逃げキッド」(写真)を使用し、一人一人の「マイ・タイムライン」を作成。「逃げキッド」は、子どもから大人まで誰でも楽しく簡単に、台風の接近から氾濫発生までの一連の状況を理解し、逃げ遅れをなくすための準備や行動を考えることができる支援ツールです。

講座実施後には、「水害時に自分の取るべき行動が分かった」「仲間との話し合いで自分の気づかなかった点に気づくことができた」という声をいただきました。参加した皆さん一人一人に、「自分の逃げ方計画」を獲得していただいたと考えています。

### ■「土砂災害マイ・タイムライン作成講座」を実施！

当市には 30 カ所の土砂災害警戒区域が点在しています。土砂災害は局地的な大雨など予測の難しい気象災害ですが、住家や施設を全壊させる恐れもあります。

土砂災害からの逃げ遅れをゼロにするため、令和 2 年 8 月に「土砂災害マイ・タイムライン作成講座」を、土砂災害警戒区域の自主防災組織代表者などを対象に行いました。

今後は土砂災害警戒区域住民の方々に、「土砂災害のマイ・タイムライン」を普及させ、土砂災害からの逃げ方を確立してもらうことが課題になります。

## 「マイ・タイムライン」の普及に向けて

逃げ遅れをゼロにするため、洪水浸水想定地域の住民の皆さん、土砂災害警戒区域の住民の皆さん全員に「マイ・タイムライン」を策定していただきたいと考えています。

そのため、地域の防災に詳しい知見を持つ市内防災士を、ファシリテーターとして起用し、より多くの市民の皆さんを対象に作成講座を開催することで、皆さんの水防意識のより一層の向上を図っていきたく考えています。

その一環として、国土交通省下館河川事務所が「マイ・タイムラインリーダー認定制度」を導入しました。

平成 31 年 1 月に開催された「平成 30 年度龍ヶ崎市防災士連絡会総会」で、下館河川事務所・防災士連絡会の協力を得て、「マイ・タイムラインリーダー認定講座」を実施し、84 人の「マイ・タイムラインリーダー」が誕生しました。

令和元年 6 月に大宮地区で実施した作成講座では、防災士の資格を持つ市職員がファシリテーターを務めました。

また令和元年 7 月には、自主防災組織単位での作成講座の開催が実現し、20 人の参加者に、3 人の「マイ・タイムラインリーダー」がサポートに就きました。

参加した住民からは、「昨今、日本各地で大雨・洪水による災害は起きている。自分たちの住む地域で洪水による災害が起こる可能性があるので、各地で起きた災害を自分ごととして捉えた時に、マイ・タイムラインを作成して自分の逃げ方を確立しないとイケないと思う」という声が聞かれました。

「マイ・タイムラインリーダー」の働きかけで住民の水防意識は確実に向上してきており、市内各地区で「マイ・タイムライン」作成講座が少しずつ普及しているように思えます。



川原代マイ・タイムライン作成講座

## むすびに

昭和 56 年(1981 年) 8 月 24 日の台風による大雨での小貝川決壊から 40 年。時間の経過とともに、危機感はどうしても希薄になってしまいます。

市では国土交通省利根川下流河川事務所などと連携して、「過去の経験を未来に生かす」ことを目的に、「市民防災フェア 2021」を開催。8 月に市役所とサプラでパネルの展示、11 月に総合防災訓練、そして令和 4 年 2 月にシンポジウムを開催する予定です。

災害体験を若い世代に伝え、防災意識の普及啓発・防災意識の高揚を図ります。

「自分の命は自らが守る」意識を持って、自らの判断で避難行動を取り、住民・地域主体の取り組み強化による防災意識の高い社会構築を目指しています。これからも、市は「マイ・タイムライン作成講座」を全力で支援しますので、どうぞいつでもお問い合わせください。

# 龍ヶ崎市高齢者福祉計画。 第8期介護保険事業計画を策定しました

☎ 介護福祉課 ☎ 内線 280 / 健幸長寿課地域包括支援センター ☎ 内線 182

## 計画策定の趣旨

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に関する各種福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画で、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」および介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。

## 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。計画は3年ごとに見直しを行っています。

## 計画の基本理念と基本目標

「その人らしく生き抜くことができるまちへ～地域はあなたの家族です～」を基本理念とし、次の5つの基本目標を掲げ、高齢者福祉に係る施策を総合的に推進しています。

① 介護予防・生きがいを推進するまち

② 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるまち

③ 尊厳のある暮らしを支援するまち

④ 支えあえる地域づくりを推進するまち

⑤ 介護保険制度の安定した運営を推進するまち

## 高齢者を取り巻く現状

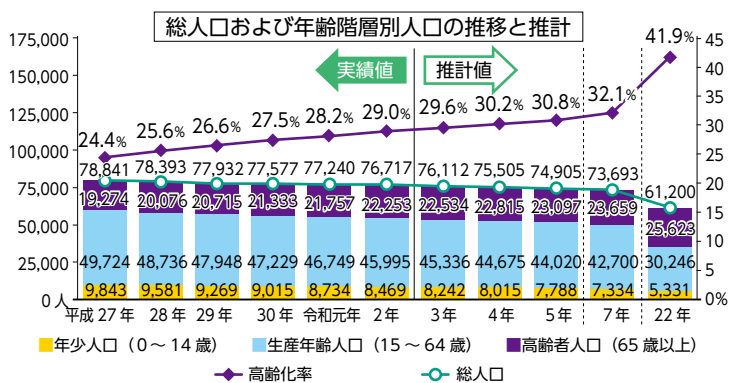
令和2年10月1日現在、龍ヶ崎市の総人口は76,717人で、その内65歳以上の高齢者は22,253人。高齢化率は29.0%という状況にあります。

### 龍ヶ崎市の人口の推移・推計

計画策定にあたって、龍ヶ崎市の将来人口を推計しました。

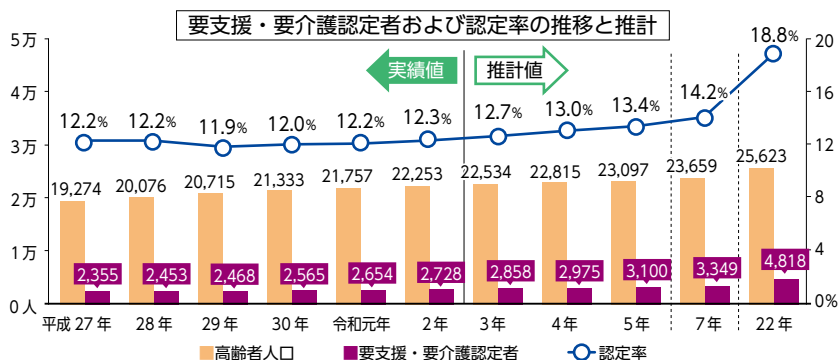
龍ヶ崎市においても高齢化は進行し続け、団塊の世代が75歳以上に到達する令和7年(2025年)には、高齢化率は32.1%になると予測されます。

令和5年には、初めて前期高齢者(65～74歳)数と後期高齢者(75歳以上)数が逆転するものと予測されます。



### 要支援・要介護認定者数の推移・推計

認定者数は、高齢化の進行とともに増え続けており、認定率(第1号被保険者数に占める認定者数の割合)は、令和2年は12.3%人でしたが、令和7年(2025年)には14.2%になると予測されます。



## この計画での取り組み

第8期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正が行われ、今期計画において充実を図る主な項目として、以下の点が掲げられています。

### 令和7年（2025年）・令和22年（2040年）を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯・認知症高齢者の増加に伴い、介護サービス需要が更に増加・多様化する一方、労働人口としての現役世代の減少が顕著となることから、高齢者・介護を支えるサービス・人的基盤の整備を進めます。

### 地域共生社会の実現

昨今では、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複合的な支援が必要となる、対応が困難な事例が増えてきています。地域住民や地域の多様な主体、さまざまな社会資源が連携し、地域で支え合う仕組み（地域包括ケアシステム）を共に創っていきます。

### 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護予防の推進、要介護状態などの軽減・悪化の防止を目的に、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進や、高齢者の身近な場所での健康づくりへの参加、また適切な医療指導などにつなげることにより、疾病予防・重症化予防を促進します。

### 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

令和元年6月に制定された「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指します。認知症の方や家族の視点を重視しながら、普及啓発・予防・疾病への早期対応・介護者の支援など、「共生」と「予防」を施策の両輪として推進します。

### 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、防災や感染症対策についての周知啓発・訓練・必要な物資について、備蓄・調達・輸送体制の整備、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築などに取り組みます。

### 高齢者福祉サービスの充実

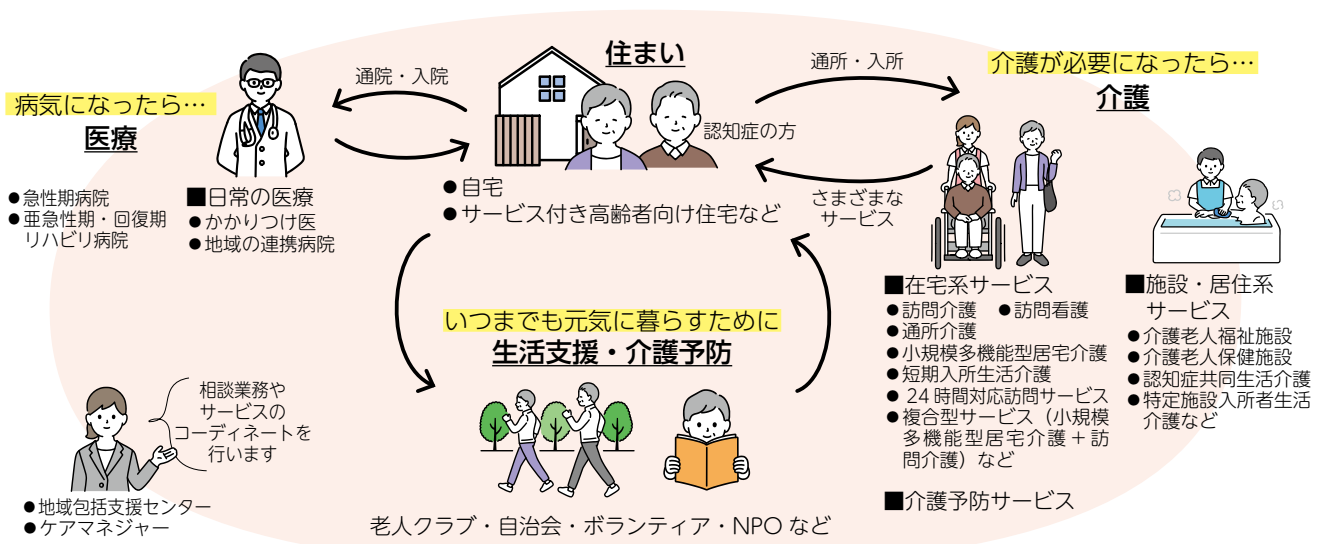
高齢者の自立した生活を支援していくため、「緊急通報システム事業」など、各種高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、ひとり暮らし高齢者などの災害時の避難を支援する「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」を推進します。

### 介護福祉施設の整備

将来的な介護サービスの需要を見込み、特別養護老人ホームなどの整備を行っていきます。

## 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途として、自身の住まいを中心に、地域において必要とされる医療・介護の社会資源を整備します。あわせて、住み慣れた地域で可能な限り普段の生活を維持していけるよう、多種多様な住民活動を含めた生活支援・介護予防に地域全体で取り組むものです。



※地域包括支援システムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（中学校区）を単位として想定しています

## 介護保険制度が一部改正されます

令和3年度から、費用負担関連やサービス関連の制度が一部改正されます。

なお、令和3年度からの市の介護保険料は、近年の介護サービス給付費などを踏まえた検討の結果、令和2年度までの金額のまま据え置きとなりました。

### 令和3年度の介護保険制度改正のポイント

- ①高額介護サービス費等の自己負担限度額を見直し
- ②所得が低い方の食費・居住費の負担軽減の要件の見直し

### 令和3年度からの介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料（月額）	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者または課税年金収入と合計所得金額★（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 ※1（0.30）	2,558円 （1,533円）	30,700円 （18,400円）
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75 ※2（0.50）	3,841円 （2,558円）	46,100円 （30,700円）
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が120万円超の方	基準額×0.75 ※3（0.70）	3,841円 （3,583円）	46,100円 （43,000円）
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は非課税で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	4,608円	55,300円
第5段階	<b>世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は非課税で、課税年金収入と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円超の方</b>	<b>基準額</b>	<b>5,130円</b>	<b>61,500円</b>
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	6,150円	73,800円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	6,658円	79,900円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	7,683円	92,200円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	基準額×1.70	8,708円	104,500円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が430万円以上の方	基準額×1.90	9,733円	116,800円

- ※1 第1段階：本人負担分0.30 / 公費負担分0.20
- ※2 第2段階：本人負担分0.50 / 公費負担分0.25
- ※3 第3段階：本人負担分0.70 / 公費負担分0.05